

○神奈川県警察安全運転管理者等事務取扱要綱の制定について（概要）
(平成 22 年 10 月 29 日例規第 34 号／神交総発第 592 号)

この要綱は、神奈川県警察における安全運転管理者等に係る事務手続に
関し必要な事項を定めたものである。

主な内容は、

- 要綱の趣旨及び定義
- 交通総務課長及び警察署長の任務
- 事務取扱責任者及び事務取扱担当者の指定
- 選任、解任及び変更の届出の受理等
- 管理者証の作成及び再交付の申請の受理等
- 教習の受講、資格の認定、聴聞及び解任等の手続き
- 留意事項

等である。